

地域密着型通所介護及び第一号通所事業

デイサロンさくら運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社エフ&エフが開設するデイサロンさくら(以下「事業所」という。)が行う指定地域密着型通所介護及び指定第一号通所事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態(第一号通所事業にあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定地域密着型通所介護及び指定第一号通所事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定地域密着型通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定第一号通所事業の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者等が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサロンさくら
- (2) 所在地 鴨川市滑谷46番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

ただし、員数については、厚生労働省が定める指定基準を下回らない範囲で変動することがある。

- (1) 管理者 1人

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 従業者

生活相談員 1名以上

看護職員 1名以上(機能訓練指導員と兼務)

介護職員 5名以上

機能訓練指導員 1名以上(看護職員と兼務)

従業者は、指定地域密着型通所介護及び指定第一号通所事業の提供に当たる。

(3) 事務職員 1名

(業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時15時から午後5時15分までとする。

(3) サービス提供時間 午前9時00分から午後4時15分までとする。

(指定地域密着型通所介護及び指定第一号通所事業の利用定員)

第6条 指定地域密着型通所介護及び指定第一号通所事業の利用定員は次のとおりとする。

1単位 18名(小規模)

(指定地域密着型通所介護及び指定第一号通所事業の内容及び利用料等)

第7条 指定地域密着型通所介護及び指定第一号通所事業の内容は次のとおりとし、指定地域密着型通所介護及び指定第一号通所事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定地域密着型通所介護及び指定第一号通所事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割及び3割の額とする。

(1) 食事の提供

(2) 入浴サービス

(3) 日常生活動作の機能訓練

(4) 健康チェック

(5) 送迎

(6) アクティビティ(介護予防)

2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定地域密着型通所介護及び指定第一号通所事業に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり30円徴収する。

3 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った通所介護の費用は、30分あたり1,500円を徴収する。

- 4 食費は、650円を徴収する。
- 5 おむつ代は、一枚100円を徴収する。
- 6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第8条 生活相談員等は、通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、鴨川市の区域とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第10条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- (2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- (3) 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

（非常災害対策）

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

（虐待防止のための措置）

第12条 従業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため虐待防止のための指針を、整備するとともに必要な体制の整備を行い、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう務めるものとする。

2 事業所は、サービス提供中に当該事業者また養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に報告するものとする。

(身体拘束)

第13条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という)は行わない。止むを得ず身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由を記録するものとする。

(苦情への対応)

第14条 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護及び指定第一号通所事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ利用者及び家族に説明するものとする。

2 事業所は、提供した事業に関し介護保険法第23条の規定により、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、事業に対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した事業に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第15条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業者は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第16条 利用者の個人情報の保護については、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護事業所における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに務める。

2 事業者が得た個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族等の了解を得ることとする。

(感染予防、まん延防止の対策)

第17条 事業者は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じます。

- (1) 事業所内における感染症の予防又はまん延の防止のための検討委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果を訪問介護員等に周知徹底を図る。
- (2) 事業所は、通所介護員等に対し、感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(事業継続計画の策定等)

第18条 事業者は、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(「業務継続計画」という)を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) 事業者は、通所介護員等に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施します。
- (2) 事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行う。

(その他運営についての留意事項)

第19条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1カ月以内
- ② 継続研修及びケアカンファレンス 月1回以上
- ③ 外部研修 年3回以上
- ④ 認知症ケア
- ⑤ 虐待に関すること
- ⑥ 感染症に関すること
- ⑦ 権利擁護に関すること

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社エフ&エフとデイサロンさくらの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2020年8月1日から施行する。

この規定は、2022年3月1日から施行する。

この規定は、2024年4月1日から施行する。